

諸外国等における個人情報保護制度の 実態調査に関する検討委員会・報告書

平成 20 年 3 月

はじめに

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）が全面施行されてから4年が経過した。この間、国民生活審議会（個人情報保護部会）の場において、個人情報保護法の施行状況のフォローアップ作業がなされ、2007年6月29日には「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」が公表され、同日、個人情報保護関係省庁連絡会議において、「個人情報保護施策の今後の推進について」が決定されている。そして、同部会の意見を踏まえ、2008年4月25日に「個人情報の保護に関する基本方針」の一部が変更され、同日、個人情報保護の保護に関する法律施行令も一部改正（同年5月1日に公布施行）されている。このように、個人情報保護法の全面施行後の政府における見直しは、ある意味で一段落したとあってよい状況にある。

しかしながら、過剰反応という言葉を持ち出すまでもなく、消費者等国民の立場からも、また事業者の立場からも、個人情報保護法がわが国社会に当然のものとして定着したとまでは言えないこともまた事実である。

このような状況の下、広く諸外国の運用の実態を中長期的な検討課題をも含めて調査することが、わが国の法制を考える上で必要ではないか、という問題意識の下に、本検討委員会が設けられた。個人情報保護の問題は、一方でそれぞれの国の固有の文化に関する側面をもつものの、他方で高度情報通信社会における個人の権利利益の保護という普遍的な側面をもつからである。諸外国の経験は、成功例と否とを問わず、今後のわが国の問題を考える上で貴重な示唆を与えてくれるものと思われる。

本検討委員会では、第三者機関の実態、法制の抱える今日的問題を含め、ヨーロッパの先行国であるイギリス、ドイツ、フランス、北米のアメリカ、カナダに加え、オセアニア地域のオーストラリア、そしてOECD、EU、APECといった超国家機関における国際的取組についても調査を行った。また、情報提供の意味で、これまであまり紹介されることのなかった地域、国々についても法制の概略等を掲げた。報告書の分担は執筆分担に記載のとおりであるが、どの国・機関の記述についても、全委員による検討を経ている。なお、報告書全体の内容の検討を、堀部顧問と調整しつつ、藤原が行った。

各委員には、ご多忙の中、熱心に議論に参加し、報告をまとめていただいたことに深謝する次第である。また、従来よりも踏み込んだ調査、議論を行えるような環境を設定していただいた、内閣府個人情報保護推進室、(株)情報通信総合研究所のスタッフの方々にもこの場を借りて御礼申し上げたい。

本報告書に盛り込まれた最新の情報が、今後のわが国における議論の基礎資料として活用されることを祈念するものである。

平成21年3月

検討会委員長

筑波大学法科大学院教授 藤原静雄

諸外国等における個人情報保護制度の実態調査に関する検討委員会
委員名簿・執筆分担

(敬称略 50音順)

- | | |
|--------|---|
| 石井 夏生利 | 情報セキュリティ大学院大学専任講師
イギリスについて執筆 |
| 佐藤 信行 | 中央大学法科大学院教授
カナダについて執筆 |
| 下井 康史 | 新潟大学大学院実務法学研究科教授
フランスについて執筆 |
| 新保 史生 | 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授
オーストラリアについて執筆 |
| ○藤原 静雄 | 筑波大学法科大学院教授
ドイツについて執筆 |
| ※堀部 政男 | 一橋大学名誉教授
イギリスについて執筆、及び全編について査読 |
| 牧山 嘉道 | TMI 総合法律事務所弁護士・弁理士
米国について執筆 |
| 宮下 紘 | 駿河台大学法学部専任講師
国際的な取組について執筆 |

(○は委員長、※は顧問。)

目 次

はじめに

委員名簿・執筆分担

I. 諸外国における個人情報保護法制の概要

i. 欧州

- 1. 欧州の個人情報保護法制の概要 ----- 5
- 2. 各国の法制度 ----- 6

ii. 北米

- 1. 北米の個人情報保護法制の概要 ----- 12
- 2. 各国の法制度 ----- 13

iii. 中南米

- 1. 中南米の個人情報保護法制の概要 ----- 15
- 2. 各国の法制度 ----- 16

iv. アジア

- 1. アジアの個人情報保護法制の概要 ----- 25
- 2. 各国の法制度 ----- 26

v. オセアニア

- 1. オセアニアの個人情報保護法制の概要 ----- 42
- 2. 各国の法制度 ----- 43

II. 主要各国における個人情報保護法制と第三者機関の実態

i. イギリス

- 1. 個人情報保護法制について ----- 45
- 2. 第三者機関について ----- 65
- 3. その他の動向 ----- 75

ii. フランス

- 1. 個人情報保護法制について ----- 84
- 2. 第三者機関について ----- 96
- 3. その他の動向 ----- 105

iii. ドイツ

- 1. 個人情報保護法制について ----- 112
- 2. 第三者機関について ----- 128
- 3. その他の動向 ----- 132

iv. アメリカ	
1. 個人情報保護法制について	136
2. 第三者機関について	159
3. その他の動向	163
v. カナダ	
1. 個人情報保護法制について	167
2. 第三者機関について	180
3. その他の動向	187
vi. オーストラリア	
1. 個人情報保護法制について	190
2. 第三者機関について	208
3. その他の動向	217
III. OECD・APEC・EU等の個人情報保護の国際的な取組	
i. 国際的な取組の概要	223
ii. OECD	
1. 個人情報保護制度の概要	227
2. 個人情報保護の施行状況	232
3. 個人情報保護の越境執行協力	235
4. 越境的な個人情報保護に係る検討の経緯	237
iii. APEC	
1. 個人情報保護制度の概要	239
2. 個人情報保護の施行状況	242
3. 個人情報保護の越境執行協力	243
4. 越境的な個人情報保護に係る検討の経緯	250
iv. EU	
1. 個人情報保護制度の概要	251
2. 個人情報保護の施行状況	257
3. 個人情報保護の越境執行協力	263
4. 越境的な個人情報保護に係る検討の経緯	269
v. データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議	
1. 会議の概要	270
2. 主な決議等	272

I. 諸外国の個人情報保護法制の概要

i 欧州

1. 概要

EU 加盟国は 1995 年の EU 指令に則った国内法を整備する義務を負っているため、EU 加盟国においては、EU 指令を基礎に類似した個人情報保護法制が整備されている。EU 指令は、公的部門/民間部門の双方を包括的に規制するものであり、データ内容に関する原則（6 条）、データ処理の正当性の基準（7 条）、センシティブデータの処理制限（8 条）、データ主体に提供されなければならない情報（10・11 条）、データ主体のアクセス権（12 条）、処理の機密性及び安全性（16・17 条）、執行権限を有する監督機関の設置（28 条）等、個人データの取扱いに関して比較的厳格な規定が設けられている。

欧州においては、EU 加盟国以外の国でも、EU 指令を反映した個人情報保護法制が整備されている国が多い。

【表① 欧州における個人情報保護法制の概要】

国	包括法（公的/民間部門）	国	包括法（公的/民間部門）
イギリス	1998 年データ保護法	ドイツ	2001 年連邦データ保護法
フランス	情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律 78-17 号（2004 年 8 月 6 日の法律第 2004-801 号により改正）	イタリア	2003 年個人データの処理に関する個人その他の主体の保護に関する法律

2. 各国の法制度

(1) イギリス

①現行法

イギリスでは、個人情報保護包括法として「1998年個人データ保護法」(Data Protection Act 1998)が制定されている。

同法は、附則において、公正かつ適法な取扱い、限定された目的のための取扱い、目的適合性、正確性・最新性、必要期間限定性、データ主体の権利適合的取扱い、安全性確保、十分な保護のない第三国への移転制限の8つのデータ保護原則を定めている。

イギリスの1998年データ保護法の執行については、独立の監督機関として情報コミッショナーが設けられている(第6条)。情報コミッショナーは、女王が任命する機関であり、任期は5年である(附則5条)。コミッショナーは1998年データ保護法に加え、2000年情報自由法の監督も行う。

主な職務・権限としては、下記のようなものが定められている。

【表② 情報コミッショナーの主な職務・権限】

①法の遵守監視・執行	・法令遵守の調査、法令違反に対する通知の発出、犯罪の起訴等
②データ管理者の監督・登録	・情報の届出の管理、データ管理者の行動規範の作成/承認等
③普及・啓発その他の活動	・議会への報告、情報の適切な取扱いの推進、データ保護に関する啓発等

組織の実態について、北アイルランド、ウェールズ、スコットランドにオフィスがあり、2007-08年には計261名のスタッフが勤務している。

苦情・紛争処理の実態については、2007-08年には、24,851件の評価請求を受付、25,592件が処理済、1,237件が処理中である。

②近時の動向

情報コミッショナーは、新たな技術のプライバシーへの影響について検討を進めており、例えば2006年には「無線ICタグに関するデータ保護指針」を公表している。

(2) フランス

①現行法

フランスでは、個人情報保護包括法として、「情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律78-17号」が制定されている。同法は、1995年のEUデータ保護指令への対応等を目的とし、2004年8月6日の法律第2004-801号で大きく改正されている。

同法は、公正かつ適法な収集・処理、収集目的の特定、情報の正確性・完全性、センシティブ情報の収集制限、処理に際しての本人の同意、安全保護管理義務、本人アクセス権等の個人情報の取扱いに関する規定を置いている。

フランスの個人情報保護法の執行については、独立行政委員会である「情報処理及び自由に関する国家委員会」(CNIL)が設けられている(第11条)。委員はその権限行使に当たり、いかなる機関の指揮も受けないことが定められている(第21条1項)。

CNILは、上下院議員各2名、経済・社会評議会の委員2名、コンセイユ・デタの現職又は元裁判官2名、破毀院の現職又は元裁判官2名、会計院の現職又は元裁判官2名、有識者5名の、計17名の委員で構成され、任期はいずれも5年である(第13条)。

主な職務・権限としては下記のようなものが定められている。

【表③ CNILの主な職務・権限】

①法の遵守監視・執行	・義務違反行為に対する制裁権限、苦情処理・助言・違反行為についての告発・調査及び物件収集、政府及び民間団体への助言等の権限、管轄裁判所への付託 等
②データ管理者の監督・登録	・情報取扱責任者の届出の受領、簡易届出免除の指定、一定の取扱いに関する許可 等
③普及・啓発その他の活動	・助言要請への回答、個別分野における行為規範の促進、政府機関への立法・規制措置の提案 等

オフィスの実態としては、2008年3月1日現在の職員(ポスト)の数は120であり、前年から15ポスト増えている。

苦情・紛争処理の実態としては、2007年における苦情申立ての受理件数は、4,455件、制裁権限の行使については、警告が5件、処理中止の指示が101件、過料が9件となっている。

②近時の動向

CNILは2007年の年次報告書において、自国の法律につき、届出 процедураが複雑であること、EU非加盟国への個人情報移転に関する規制が不十分であること等を指摘し、法改正をも視野に入れた作業部会を設置している。

(3) ドイツ

①現行法

ドイツでは、個人情報保護包括法として、「2001年連邦データ保護法」が制定されている。同法は、本人の同意に基づくデータ収集及び利用、データ収集の必要性、本人への通知、アクセス権、訂正・封鎖・消去等の個人情報の取扱いに関する規定を置いている。

ドイツの2001年連邦データ保護法の執行については、独立の監督機関としてデータ保護と情報の自由に関する連邦コミッショナーが設けられている（第22条）。連邦コミッショナーは、連邦議会の選挙によって選出され、大統領によって任命される。任期は5年であり、最低35歳以上であることが必要とされている（第22条）。連邦コミッショナーは、連邦の公的機関及び民営化された一部事業者（鉄道、郵便、情報通信分野の事業者）について監督を行う（第24条）。

【表④ 連邦コミッショナーの主な職務・権限】

①法の遵守監視・執行	・法律違反についての本人への通知、訴追又は告発、立入検査の実施、技術的・組織的措置の実施命令 等
②データ管理者の監督・登録	・データ処理に関するデータ管理者の届出の管理 等
③普及・啓発その他の活動	・議会への活動報告書の提出、連邦政府機関等へのデータ保護の改善に関する勧告、データ保護に関する他の監督機関との協力 等

オフィスの実態としては、法律・金融行政、社会サービス・雇用、経済・公衆衛生・輸送、警察・情報機関、技術的データ保護、国際関連問題等の各分野に関する部署に分かれており、2007年には、70人のスタッフが勤務している。

苦情・紛争処理の実態としては、2005-06年には、5,516件の苦情を受理し、年間約75件の調査を実施している。

②近時の動向

2008年7月に、新たな連邦データ保護法改正案が閣議決定されている。その主な内容としては、個人信用情報に関するもので、個人信用調査会社へのデータの提供についての規定の新設、当事者の開示請求権の強化等が挙げられる。

(4) イタリア

①現行法

個人データの処理に係る個人等の保護に関する法律（1982年）に代わって、データ保護法が2003年に制定され、2004年に全面施行された。EUデータ指令については、1996年12月31日に国内法に編入された。

目的：

①データの本人の権利、基本的な自由と尊厳をもって個人データが処理されることを保証すること

②データの処理には、データの本人の権利が行使され、及びデータ管理者が義務を遂行できる構造が複雑でないこと、調和がとれていること、効率的であることが確保され、高度な水準の保護がなされること（法2条1項・2項）

- ・ 定義：個人データ…識別されることのできる自然人及び法人・団体・組織に関する情報（他の情報との照合によって識別される場合を含む）
- ・ センシティブ・データ…人種又は民族の出自、宗教的・哲学的・その他の信仰、政治的見解、政党、労働組合、宗教的・哲学的・政治的・労働組合の性格を帯びる集団又は組織の構成員、健康状態及び性生活に関する個人データ
なお、センシティブ・データを取扱うデータ管理者は、データ本人の書面による同意とデータ保護機関による認可が必要である。
- ・ 個人データ管理者…個人データの処理に関する利用目的や方法等を決定する自然人及び法人、公的機関・団体・組織又は主体
- ・ なお、小規模事業者の規定はない。
- ・ 罰則：安全管理措置義務違反については、10,000以上50,000以下のユーロの罰金（169条）
- ・ データ保護機関に対する虚偽の報告については、6月以上3年未満の禁固（法168条）
- ・ データ保護機関による命令に従わない場合については、6月以上2年未満の禁固（170条）
- ・ データ本人の同意に関する規定等に違反する非合法的なデータ処理については、6月以上18月以下の禁固刑（167条）
- ・ データ・コミュニケーション又はデータの散布については、6月以上24月以下の禁固刑（167条）

②執行機関

イタリアデータ保護機関（Garante per la Protezione deidati Personali）4名から構成

され、2名ずつ上院・下院から選出（法 153 条）。常勤スタッフは 100 名（法 156 条）。

③適用除外

ジャーナリズム及び著述活動を目的とするデータ処理については、センシティブデータの取り扱いに関するデータ保護機関による認可、裁判に係るデータに関する安全管理措置、データ移転に関する義務規定が適用除外される（法 136 条）。なお、ジャーナリスト等の専門家のみならず、一般人であってもジャーナリズム及び著述活動を目的とするデータ処理についても同様である¹。

¹ See presentation material, Mauro Paissan, *Freedom of Press and Data Protection: The Italian Case*, The 26th International Conference of Privacy and Data Protection (Wroclaw, Poland, 2004). Available at http://26konferencja.giodo.gov.pl/data/resources/Paissan_pres.pdf (last visited 23 March, 2009).

ii 北米

1. 概要

北米地域では、アメリカ、カナダの両国とも、公的・民間両部門を包括的に規制する個人情報保護法制を有しておらず、アメリカにおいては分野ごとに個別法を制定するセクトラル方式が、カナダにおいては公的・民間部門を別個の法律で規制するセグメント方式が、採用されている。

【表① 北米の個人情報保護法制の概要】

国	包括法（公的/民間部門）	公的部門包括法	民間部門包括法
アメリカ	なし	1974年プライバシー法	なし [関連個別法] 公正信用報告法、金融サービス近代化法、医療保険の相互運用性及び説明責任に関する法律 等
カナダ	なし	2002年透明性及び政府の公的情報へのアクセスに関する連邦法	2000年個人情報保護及び電子文書法

2. 各国の法制度

(1) アメリカ

①現行法

アメリカにおいては、包括的な個人情報保護法制は制定されていないものの、個別法と自主規制を中心とした法的対応がとられており、各分野において多くの個別法が制定されている。

公的部門についてはプライバシー法、民間部門については、信用情報の扱いを定める公正信用報告法、健康情報等の扱いを定める医療保険の相互運用性及び説明責任に関する法律（HIPAA）、その他児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）、金融サービス近代化法（Gramm-Leach-Bliley Act）等が制定されている。

アメリカにおいては、諸外国における所謂プライバシーコミッショナーのような独立した、また個人情報保護全般を所轄するような統一的な第三者機関は存在していない。連邦取引委員会（FTC）は諸外国の第三者機関ほど政府から独立しているものではないが、消費者のプライバシー保護については、消費者保護に関する職務・権限を担う独立の機関として機能していると言える。

FTC は大統領によって指名され、議会によって承認される5人のコミッショナーによって統括され、各委員の任期は7年である。職務・権限としては、企業の個人情報の取扱いに関する不正の監視、金融関連の個人情報に関するプライバシー通知に関する規則の実施、詐欺に対する執行等が定められている。

FTC は消費者のプライバシー保護についても監督権限を有しており、具体的には FTC の消費者保護局が不正・欺瞞的慣行から消費者を保護する役割を担っている。

②近時の動向

2008年のFTCの報告書によれば、2008年にFTCが特に重点を置いた活動分野として、①データ・セキュリティに関する執行、②携帯メール、③スパイウェア・アドウェア、④CAN-SPAM、⑤児童のプライバシー・セキュリティ、⑥Do Not Call執行が挙げられている。

州レベルの動きとしては、2003年のカリフォルニアを皮切りに、現在26州でData Breach Notification Lawsが施行されている点が挙げられる。これは、個人データを保有・管理する事業者がデータベースの破壊、不正アクセス、紛失等の事実を認識した際には直ちに本人に告知することを義務付けるものであり、現在連邦法化も検討されている。

(2) カナダ

①現行法

カナダでは、個人情報保護包括法は制定されていないが、行政部門包括法として、連邦政府機関を対象とする「プライバシー法」が、民間部門包括法として、「個人情報保護及び電子文書法 (PIPED 法)」が制定されている。また、個別法としては銀行法等が制定されている。

PIPED 法は OECD ガイドラインに基づいた個人情報保護取扱い原則を定めており、特徴としては、カナダ規格協会 (Canadian Standard Association:CSA) が策定している「個人情報保護に関するモデルコード (CAN/CSA-Q830-96)」自体を法の別表として組み込んでいる点が挙げられる。内容としては、①責任、②目的の特定、③通知と同意、④収集制限、⑤利用・開示・保有期間の制限、⑥正確性、⑦安全管理措置、⑧情報の公開、⑨情報主体のアクセス、⑩不服申し立て、が定められている。

カナダのプライバシー法及び PIPED 法の執行については、独立の第三者機関として、プライバシーコミッショナーが設けられている (プライバシー法第 53 条)。

主な職務権限としては、苦情の処理・調査・裁判所への付託、法の遵守監視・監査、PIA に関する助言と見直し、プライバシー関連問題についての議会への助言や議会における法の検討に資する法・政策分析、プライバシーに関する権利や義務に関する世論に関する意識や理解の促進、国境を越えたデータ保護の問題を解決するための国際的な協力、等が挙げられる。

②近時の動向

近時、プライバシーコミッショナーは、全体的なプライバシー保護システム・法制の見直しを主張しており、短期的に急ぐべき 10 の課題 ('ten quick fixes') として 10 項目の勧告が出されている。

iii 中南米

1. 概要

中南米地域では、包括的な個人情報保護法制を整備している国はほとんどないが、チリが他の国に先駆けて、個人情報保護包括法として「1999年私生活の保護に関する法律」を制定した。これはラテンアメリカで最初に制定された個人情報保護法であると言われており、EU指令の基準に則った規定が置かれている。その後、アルゼンチンが、「個人データ保護法」を制定し、EUから充分性の基準を満たすと評価されている。

【表① 中南米の個人情報保護法制の概要】

国	包括法（公的/民間部門）	公的部門包括法	民間部門包括法
ブラジル	なし	なし	なし [関連個別法] 1990年消費者保護法
パラグアイ	なし	なし	なし
ペルー	なし（法案検討中）	なし	なし
アルゼンチン	2000年個人データ保護法	2000年個人データ保護法	2000年個人データ保護法
コロンビア	なし	なし	なし
コスタ・リカ	なし	なし	なし
チリ	1999年私生活の保護に関する法律	（1999年私生活の保護に関する法律）	なし
メキシコ	なし（法案検討中）	2002年透明性及び政府の公的情報へのアクセスに関する連邦法	なし [関連個別法] 1992年連邦消費者保護法

2. 各国の法制度

(1) ブラジル

①現行法

1988年にブラジル議会は新憲法を制定したが、その際に、ヘイビラス・データ(Habeas Data)が、憲法上の権利のひとつとして明記された。そして、1997年には、ブラジル議会は、ヘイビラス・データ手続規制法 (Regulatory Law of the Habeas Data Proceeding) を制定し、詳しい手続きや定義に関する規定をおいた。

※ヘイビラス・データとは？

中世イングランドに端を発するヘイビラス・コーパスの一亜種といえる。ヘイビラス・データの思想は、20世紀中盤のドイツなどのヨーロッパにあるといえるが、それが形を変え、ラテンアメリカに伝わり広まったのが1980年代後半からである。当時は、冷戦後の体制下で、ラテンアメリカの多くの国々で新しい法制度が必要とされていた。

ヘイビラス・データの文字通りの訳は、「個人が自分のデータを保持すべきである」(You should have the data) ということである。つまり、個人データを所有すべき主体は、情報取扱事業者ではなく、本来的にそのデータの属性を有する個人であるということである。

ブラジルが、ヘイビラス・データを採用した初めての国である。

ヘイビラス・データによる苦情申し立てでは、通常、市民が自分の如何なる情報が保有されているかを知り、その修正やとりわけセンシティブ情報に関しては破棄を求めるために、公的機関又は私的機関か否かを問わず、提起できる。

ヘイビラス・データを初めて採用した国であるが、その後の発展はあまりみられず、むしろ現在では、その保護の程度の低いものとなってしまっているという指摘もある。不正確なデータの強制的な訂正権限が与えられていない等の問題を抱えているからである。

・1990年の消費者保護法

個人情報取扱に関して、同法では、不正確な顧客情報に対して、直ちに訂正求めることができ、5日以内に訂正されるべきであると定められている。しかし、被告が誰であるかによって裁判所の管轄が異なっており、原告には不便である。

②政府組織

情報セキュリティ通信省 (Department of Information Security and Communication、DSIC) が、情報セキュリティやコミュニケーションに関連する法令を検討し、また、これらに関連する政策を実行している。

DSIC の下部組織のひとつとして、政府コンピュータ緊急対策チーム (Government Computer Emergency Response Team) があり、連邦の行政分野でのコンピュータに対するスパムなどの緊急事態に対応することを職務としている。

同様に、DSIC の下部組織のひとつとして、国家安全と認証制度(National Security and Accreditation System)があり、私人の情報取扱者のため、情報セキュリティ問題への対処、秘密保持等について政策立案、実行することを職務としている。

さらに、DSICの下部組織には、政府情報セキュリティ通信政策 (Government Information Security and Communication Policy's) があり、連邦公的機関が、情報セキュリティ通信を遂行する際の手続き上の要件を規定すること、また、この分野における政策を立案、調整することを職務としている。

(2) パラグアイ

①憲法

パラグアイでは、種々の形でプライバシーに関する憲法の定めがおかれている。同法 36 条では、プライバシーの文書やコミュニケーションを保護し、それらは、法で定める特定の場合に、裁判所の命令に従ってのみ公開できることになっている。また、地理的なプライバシーについても憲法 33 条及び 34 条で保障されている。

ブラジルの例に倣い、1992 年にパラグアイ議会は新憲法を制定したが、その際に、ヘイビース・データが、憲法上の権利のひとつとして明記された。もっとも、この憲法の規定では、ブラジルの規制を模倣するのではなく、より個人情報保護の保障に厚い規定を定めており、一般的によく利用されている。

憲法 135 条では、個人の記録やデータバンクが公的のものか私的のものであるかを問わず、個人のアクセス権やその情報の利用方法について質問する権利が認められている。さらに、同条では、その情報が虚偽などである場合、削除、修正の権利も認めている。これらの種々の権利のうち、情報へのアクセスのため、ほとんどの者は、ヘイビース・データを利用している。

ヘイビース・データは、憲法上保障されているが、その具体的な行使は法律によって規律されるべきものである。しかし、その草案も現在のところ存在しない。とはいえ、この権利が憲法上認められている以上、自分のデータにアクセス、訂正、削除するために裁判所に救済を求めることに制約はないと考えられている。

②法律

2002 年には、議会は、個人情報の収集、利用及びアクセスを規制するため、Law No. 1682 を改正する Law No. 1969 を制定した。これらの 2 つの法律の目的は、データバンクなどに存在する個人データの収集や利用などを規制しようというものである。また、これらの法では、金融、遺産又は商業的情報は本人の明確な同意がなければ開示されないと定めている。なお、Law No. 1969 第 1 条では、メディアの情報源であるデータベースは、言論や情報の自由保護の観点から、適用除外とされている。

親密さ (intimacy) の侵害やコミュニケーションの侵害及びその記録は、刑法で処罰される。

憲法院が、ヘイビース・データのケースを審理・判決する管轄を有することが定められているが、自分の情報を訂正してもらいたい者は、直接民事裁判を起こすことができる。というのもデータ提供者に対する特定の管轄を有する行政機関が存在しないからである。

(3) ペルー

①憲法

1993年の新憲法では、様々な規定によって、プライバシー、コミュニケーションの秘密、私的文書などが保障されている。また、この新憲法の制定時に、ブラジル、パラグアイに続き、ヘイビアス・データの権利が明記された。

コミュニケーションやそこから生じる文書は、裁判所の令状があり、法定されたあらゆる手続に従わなければ、開示、押収、侵害、盗聴されない。これらに反して押収された私的文書は、裁判所で証拠として採用されない。この憲法の規定では、個人データを修正などする権利を一般的に認めておらず、唯一、報道機関の有するデータを修正又は削除する権利しか認められていない。

②法律

包括的な個人情報保護法は制定されておらず、関連する個別法に個人情報保護関連規定が多く設けられている。そこで、2004年8月には、司法省が、EU指令やスペイン個人情報保護法に基づき、一般的な個人情報保護原則を定める個人情報保護法案を公表し、これを国会に送付するか否か検討されている。

なお、ペルー議会は、1995年にヘイビアス・データ手続法を定めたが、表現の自由の保護の見地から、報道機関には適用されないこととなっている。

データ保護専門の機関はないが、ある程度個別法が整備されており、また、事件によってはデータ保護のため活動できる機関もある。また、オンブズマンがデータ保護機関としての仕事をこなしている。

2001年8月には、クレジットカード報告機関に対するデータ保護法(Centrales Privadas de Informacion de Riesgos)が成立した。同法では、クレジットカード部門の一体化、情報取扱者の資格、利用できる情報について規制を加えている。また、本人の同意なく情報を得た場合には、本人にその内容を告知する必要がある。さらに、同法では、センシティブ情報や銀行や税の秘密を侵害するデータ、不正確又は古いデータ、5年以上前の破産情報、支払い完済後5年以上前の借財情報を収集することを禁止している。加えて、このようなクレジットカード機関が、個人情報保護のための安全措置をとることについても定めをおき、しかも、厳格責任を科している。

その他、2005年4月には、迷惑商業メール(spam)の規制のための新法(Law No. 28493)が制定されるなど、種々の個別法が制定されている。

(4) アルゼンチン

①憲法

1994年以前の憲法でも、プライバシーに関する定めがおかれていたが、1994年の憲法改正によって、今日でも、最も完成度の高いアルゼンチン版ヘイビアス・データが制定された。

同法第43条では、何人も、公の記録やデータベース又は報告書を提供する目的での私的な記録やデータベースに存在する自己に関するあらゆるデータの内容及び目的を知るために、提訴できることが定められている。また、情報に誤りが存在する又は差別的目的のため利用される場合、その者は、その削除、訂正、秘密、更新を求めることができると定められている。報道機関は適用除外とされている。

なお、アルゼンチンの州レベルにおける多くの憲法では、ヘイビアス・データ救済に関する定めをおいているが、データ保護に関する立法をしている州はわずかに存在するのみである。

②法律

2000年に成立した個人データ保護法（Law for the Protection of Personal Data）は、憲法第43条に適合するように、EU指令を基礎として作られた。そこでは、ヘイビアス・データが、個人データ保護のための特別かつ簡便迅速な司法的救済として定められている。ヘイビアス・データは、個人データ保護のための、特別で、簡便な早期解決を図るための救済である。しかし、ヘイビアス・データとEU流の法制度とが整合していないとの指摘もなされている。

同法では、EUの第3国条項に相当する規定が定められている。欧州委員会29条作業部会は、2002年にアルゼンチンの法的レベルがEUデータ保護指令の基準を満たしうるとの判断をした（Data Protection Working Party – Article 29, Opinion 4/2002 on Adequate Level of Protection of Personal Data in Argentina (WP63), October 3, 2002、委員会としての判断は依然としてなされていない）。

法務省に20人からなるデータ保護機関（National Directorate for the Protection of Personal Data, Direccion Nacional de Proteccion de Datos Personales）がおかれている。そして、同機関が、苦情処理や個人データ保護法の執行をなし、調査や介入権限をも有している。罰金の額は、1,000から100,000アルゼンチンペソであるが、2007年5月現在、同機関が科した罰金のケースは1つだけである。

(5) コロンビア

①憲法

1991年に制定されたコロンビア新憲法 15 条では、プライバシーの権利が基本的人権の 1 つとして定められた。すなわち、以下のようなことが定められた。

- ・ 個人は、その個人や家族のプライバシー権及び名誉権を有する。そして、公的部門か民間部門かを問わず、個人は、集められた自己情報にアクセスし、更新・修正する権利を有する。
- ・ また、通信その他の私的コミュニケーションは、侵すことができない。それらは、裁判所の命令や法で定められた形式に従ってのみ制約又は記録される。
- ・ さらに、税や法の目的及び検証、監視又は国家の介入の場合、会計記録やその他の私的文書の開示が、法に定められた制限の範囲内で求められる。

また、同憲法は、1997年の改正時に、ヘイビアス・データに関する規定が加えられた。

②法律

憲法以下の法律レベルでは、憲法適合的であり、かつ、国際的な水準を満たすような私的機関に対する包括的データ保護規制を制定しようと試みているが、未だその成立に至っていない。

セクトラルな法としては、医療記録の保護及び通信やその他の私的コミュニケーションの不可侵を定めるものがある。また、刑法では、違法な私的コミュニケーションの侵害行為やそれを侵害する器具を提供、販売又は購入する行為を処罰している。

1999年の Law No. 527 では、データ・メッセージ電子商取引、デジタル・サインへのアクセスや利用を規制し、認証機関を設立している。この認証機関は、とりわけ、認証申込者から提供される情報の保護、秘密及び適切な利用を保証しなければならない。

③裁判所の動向

コロンビア憲法裁判所は、プライバシーの権利が個人やその家族の情報を保護するものであり、第三者へ提供、公開、出版されてはならないことを認めている。

また、同裁判所は、1992年から 140 以上の判決を通して、ヘイビアス・データの特徴や射程、データ・プロセスの際の条件等を明確にしてきた。これらの裁判所のケースの約 85 パーセントが、金融機関のデータ処理に対する苦情に関するものである。残りの 15 パーセントは、主に、健康、社会保障、犯罪に関するデータに関するものである。

(6) コスタ・リカ

①現行法

憲法 24 条において、親密な関係の保護や通信の秘密などプライバシー保護に関する定めがおかれているが、直接的な個人データ・情報保護の規定はない。つまり、ヘイビラス・データに関する規定もない。

同法は、1996 年に、盗聴、その他の個人領域の侵害、個人のコミュニケーションに関する基本的権利の侵害に対して完全かつ厳格な枠組みを提供するために改正された。そこでは、同国の個人の文書であれ、口述であれ、その他のコミュニケーションであれ、不可侵であることが示され、違法な介入によって得られた情報は法的証拠価値を有しない。

なお、金融機関の扱う個人情報に関する憲法裁判所の判決が存在するが、それ以外のケースではこれまでのところないようである。

②データ保護草案

プライバシーを保護する立法は存在しないが、現在、自動化された個人データの処理を規制し、情報の自己決定を保護するための次の 3 つの法案が審議中である。

- a) 第 1 の草案は、現行の憲法管轄法を改正するものである。同法では、個人の COSTA・リカ憲法裁判所への不服申し立てを規制している。また、同法では、ヘイビラス・コープス、アンパロ及び違憲な行為に対する訴訟を認めている。この新しい草案では、ヘイビラス・データといわれる不服申し立てを創設している。この訴訟では、いかなる情報が取得されているかを知るために、また、その訂正、更新、破棄を求めて、各個人が 1 人でも訴訟を提起できる。
- b) 第 2 の草案は、第 1 の草案と同様の構造を有している。というのも、それは、憲法管轄法を改正し、ヘイビラス・データ手続を憲法裁判所によって受け入れられている個人の憲法不服申し立てのリストに加えようというものだからである。
- c) 第 3 の草案は、ヘイビラス・データに関するものではなく、ヨーロッパ型のデータ保護制度を導入しようとするものである。チリやアルゼンチンもヨーロッパの制度を参考に同様の制度を採用しているが、その内容は、罰金や営業停止などに関する行政の規制権限を強化しようというものである。

これら 3 つの草案は、付託された委員会審議を終えているが、本会議に付されていないようである (2007 年現在)。

(7) チリ

①現行法

チリは、ラテンアメリカで最初に個人情報保護法を制定した国であり、1999年10月28日に個人情報保護包括法として「私生活の保護に関する法律」(Law for the Protection of Private Life)が施行された。

同法は、行政・民間両部門における個人データの処理・利用に適用され、電子的情報のみならずマニュアル処理情報も対象としている。また、同法は、情報主体のアクセス、訂正、司法コントロール等の権利に関する規定をおいている。このアクセス権や訂正権が不法に拒絶された場合、罰金や損害賠償が請求できる。さらに、同法は、金融、商業、銀行情報の利用や、政府機関による情報の利用について特別な規定を設けている。

②近時の動向

- a) 同法は、個人の経済的金銭債務の不存在を条件として雇用してはならないと定める若干の修正が2002年になされた。
- b) 1999年10月に「私生活の保護に関する法律」の成立後から2007年の5月までの間に、それを改正するための19の法案が提出された。たとえば、2006年8月には、「El Mercurio」という新聞で、薬局チェーンや研究所によって患者の処方箋情報が販売されていたが暴露されたことをきっかけとして、データ事業者による違法なデータ処理に対する刑事処罰を含む草案が議員によって提出された。
- c) この法案は、たとえば、公共のアクセス源 (public access source)、センシティブな個人データ等の文言の不明確性、一定の個人情報に対する保護の不十分性、監督機関の不存在を理由に批判されている。なお、センセティブ・データに対する特別な配慮を定める規定はない。データ管理者による違法なデータ処理に対する制裁も欠いている。
- d) 2002年には、EUが、第3国条項や監督機関の欠如を理由に、本データ保護法に対する懸念を表明している。

③関連する動向

1993年5月には、プライバシーの権利を保護する刑法の改正法が成立した。同改正では、権限なく違法にデータベースに含まれる情報を把握しようとする行為又は改変、破棄、公表する行為をなした者を処罰するというものである。

(8) メキシコ

①現行法

1917年に制定された憲法第16条では、個人や家族の文書の不可侵や通信の秘密などについて定められている。2007年7月には、メキシコ連邦憲法第6条が改正され、国家の有するあらゆる情報に対するアクセス権が明記された。しかし、更なる憲法改正が必要であると認識されており、2007年現在2つの条文について改正案が提出されているが、まだ成立に至っていない。

また、メキシコでは、包括的な個人情報保護法は制定されていないが、行政部門について「2002年透明性及び政府の公的情報へのアクセスに関する連邦法 (Federal Law of Transparency and Access to the Government Public Information)」が制定されている。同法では、公的情報へのアクセスに関する規定と共に、行政機関の保有する個人情報について、同意や目的明確化の原則、情報主体のアクセス権、訂正権の保障といった、個人情報取扱いルールを定めている。

さらに、民間部門では、民法、銀行及び税に関する一連の法律、知的財産法、消費者保護法などによって、個人情報の保護が図られている。たとえば、「1992年消費者保護法」(Consumer Protection Law)では、消費者の自己情報へのアクセス及び訂正の権利や、ダイレクトマーケティングに対してオプトアウトできる権利等が定められている。

②近時の動向

- a) ガテマラのアンティグアで2003年に開催されたイベロ・アメリカン・インカウンターデータ保護宣言 (Declaration of the Ibero-American Encounter Data Protection) において、イベロ・アメリカン・データ保護ネットワークが設立した。また、2007年には、リスボンでイベロ・アメリカン共同体におけるデータ保護一致のための指令 (Directives to Harmonize Data Protection in the Ibero-American Community) を採択し、個人情報保護の共通の枠組みなどを盛り込んだ。さらに、このイベロ・アメリカンデータ保護会議は、第6回目がコロンビアで2008年に開催された。
- b) メキシコ議会が、行政・民間両部門を規制する連邦法案を検討している。この法案はEU指令及びスペイン個人情報保護法に基づいており (適用除外やセンシティブ情報に対する扱いなどの点が不十分と指摘する専門家もいる)、第三国移転条項も含む内容となっているが、このまま通過できるかは不透明な状況にある。
- c) メキシコに対するヨーロッパ基準の影響は、主に、スペインとポルトガルから受けているようである。とはいえ、メキシコ国内には、APEC のパスファインダーを国際基準と解する向きもあるようである (メキシコは、APEC のメンバー国である)。

iv アジア

1. 概要

アジア地域においては、我が国及び、香港、台湾において、包括的な個人情報保護法制が整備されている。フィリピン、マレーシア、タイ、シンガポールにおいては、現時点では包括的な個人情報保護法制は整備されていないようであるが、アウトソーシング先としての重要性の高まり等を受け、個人情報保護に関する法案の検討が進められつつある。また、韓国や中国でも、法改正や法制定の動きが見られる。

【表① アジアの個人情報保護法制の概要】

国 (エノミ)	包括法 (公的/民間部門)	公的部門包括法	民間部門包括法
韓国	なし (法案検討中)	1994 年公共機関における個人情報保護に関する法律	なし [関連個別法] 1994 年信用情報の利用及び保護に関する法律、1999 年電子商取引基本法、1999 年情報通信ネットワークの利用促進とデータ保護に関する法律
香港	1995 年個人データ (プライバシー) 条例	(1995 年個人データ (プライバシー) 条例)	(1995 年個人データ (プライバシー) 条例)
台湾	1995 年個人情報保護法 (修正検討中)	(1995 年個人情報保護法 (修正検討中))	(1995 年個人情報保護法 (修正検討中))
フィリピン	なし (法案検討中)	なし	なし [関連個別法] 2000 年電子商取引法等
シンガポール	なし (法案検討中)	なし	なし [関連個別法] 1999 年電気通信法等
マレーシア	なし (法案検討中)	なし	なし [関連個別法] 1989 年銀行及び金融機関法等
タイ	なし (法案検討中)	1997 年公的情報に関する法律	なし [関連個別法] 2001 年電気通信事業法、2002 年信用情報機関法等
中国	なし (法案検討中)	なし	なし
インド	なし (法案検討中)	なし	なし
マカオ	2006 年個人データ保護法	(2006 年個人データ保護法)	(2006 年個人データ保護法)
モンゴル	なし	なし	なし [関連個別法] 1995 年個人の秘密に関する法律

2. 各国の法制度

(1) 韓国

①現行法

現在は、包括的な個人情報保護法は制定されていないが、公的部門について「公共機関における個人情報保護に関する法律」が制定されているほか、関連する個別法に個人情報保護関連規定が設けられている。

1994年公共機関における個人情報保護に関する法律 (Act on the Protection of Personal Information Maintained by Public Agencies) は、行政機関の保有する個人情報について、OECD 8原則に則った個人情報の取扱いルールを定めている。

また、1999年情報通信網利用促進及びデータ保護に関する法律 (Act on Promotion of Information and Communication Network Utilization and Data Protection) は、民間部門に適用されるものの、その適用範囲は民間部門の情報通信サービス提供事業者、オンラインサービス提供事業者及び、一定のオフラインサービスの提供事業者 (旅行会社等) のみに限定されており、すべての民間企業に適用されるものではない。

【表② 「1999年情報通信網利用促進及びデータ保護に関する法律」の概要】¹

①適用範囲	<ul style="list-style-type: none">・民間部門に適用 民間部門の情報通信サービス提供事業者、オンラインサービス提供事業者及び、一定のオフラインサービスの提供事業者 (旅行会社等)・電子的情報及びマニュアル処理情報双方を対象とする。
②個人情報取扱原則	<p>○OECD 8原則に沿った個人情報保護原則を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報の収集に関する条件 (22条)・センシティブ情報の収集制限 (23条 (1))・第三者提供制限 (24条)・安全保護措置 (29条)・データ主体のアクセス (30条) 等
③第三国移転条項	<ul style="list-style-type: none">・第三国への個人情報の移転の制限 (54条)
④監督機関	<ul style="list-style-type: none">・韓国情報保護振興院 (Korean Information Security Agency: KISA) (52条)

②近時の動向

個人情報の大規模流出事件の多発を受け、個人情報保護を強化すべく、「情報通信網利用促進及びデータ保護に関する法律」（以下、「情報通信網法」という。）の改正に向けた検討が進められている。改正案では、個人情報流出時の報告義務として、「個人情報が紛失・盗難・流出した場合、それに関する内容をすぐに利用者に通知もしくは放送通信委員会に申告すること」が義務付けられている²。また、名誉毀損及び私生活の侵害に関する罰則として、インターネットの悪質な書き込みについて被害者が Web サイトの運営業者等に削除要請を行った場合に、業者側が被害者からの要請に応じない場合、3,000 万ウォン（約 310 万円）以下の罰金を課すこととしている。

また、李明博大統領の就任以降、行政組織の再編が進められ、個人情報保護法の執行を担う監督機関についても影響が生じている。従来は、公的部門については行政安全部 (Ministry of Public Administration and Safety: MOPAS) が監督し、民間部門については韓国情報保護振興院 (Korean Information Security Agency: KISA) が監督していたが、改変後は、民間部門についての監督機関が、KISA の上部組織である MIC の BCC への移管に伴い、KISA から MOPAS へ変更されることとなった。これにより、公的部門及び民間部門の双方の個人情報保護法の執行について、一つの機関 (MOPAS) が監督するという体制になっている³。

¹ Electronic Privacy Information Center and Privacy International, *Privacy & Human Rights*, 2006; Jongchan Park, 'Current Issues and Developments of Information Protection in Republic Korea,' in *Regional Expert Conference on Harmonized Development of Legal and Regulatory Systems for E-Commerce 2004* (http://www.unescap.org/tid/projects/ecom04_s6park.pdf) .

² 「個人情報流出に対応しない業者には罰金—実行力を強化した韓国の法改定案」2008年8月21日マイコミジャーナル (<http://journal.mycom.co.jp/news/2008/08/21/022/index.html>) .

³ Graham Greenleaf, 'Other regional developments: 8 Asian jurisdictions,' 2008; *Privacy Laws and Business*, Feb. 2008.

(2) 香港

①現行法

香港では、個人情報保護包括法として「1995年個人データ(プライバシー)条例(Personal Data (Privacy) Ordinance)」が制定されている。

【表③ 「1995年個人データ(プライバシー)条例」の概要】¹

①適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・公的・民間両部門に適用 ・電子的情報及びマニュアル処理情報双方を対象とする。
②個人情報取扱原則	<p>○OECD 8原則に沿った個人情報保護原則(6つの原則)を定めている(4条、2条(1)(6)、附則1条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人データ収集の目的と方法 ・個人データの正確性と保有期間 ・個人データの利用 ・個人データの安全保護 ・一般に利用可能な情報 ・個人データへのアクセス 等
③第三国移転条項	<ul style="list-style-type: none"> ・第三国への個人情報の移転の制限(33条)
④第三者機関	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データ・プライバシー・コミッショナー(5条)

香港の1995年個人データ(プライバシー)条例の執行については、第5条で、独立の監督機関として個人データ・プライバシー・コミッショナーが設けられている。個人データ・プライバシー・コミッショナーは、行政長官が任命する機関であり、任期は最長5年で、再任されることができる。

主な職務・権限としては、下記のようなものが定められている。

【表④ 個人データ・プライバシー・コミッショナーの主な職務・権限】²

①法の遵守監視・執行	<ul style="list-style-type: none"> ・条例違反の疑いがあるケースに対する調査の実施、強制処分通知の発出、規定遵守の要請 等
②データ管理者の監督・登録	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書を提出するべきデータ利用者の類別の指定、データ利用者の登録簿の作成、マッチングに関する審査・決定 等
③普及・啓発その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に関する市民の認識と理解の促進、実務ガイダンスの提供 等

組織の実態については、オフィスは執行部、行、政策部、法律部、広報部の5つの部署に分かれており、2006-07年は、39人のスタッフが勤務している。

苦情・紛争処理の実態については、2006-07年には、14,579件の問い合わせを処理、1,067件の苦情を受理、70件の調査を実施している。苦情の種類は、多い順から、①同意、②収集、③安全管理措置に関わるものとなっている³。

②近時の動向

技術の進展や国際的なプライバシースタンダードの発展に伴い、法の近代化及びアップデートを行う必要性が認識されており、個人データ・プライバシー・コミッショナーは、内部的な作業部会を2006年に立ち上げて、個人データ（プライバシー）条例の包括的な見直しを進めている⁴。

¹ 李明勳 「個人情報保護法制の国際比較—民間部門を中心として—：台湾・香港」『比較法研究』64号（2002年）68-81頁。

² 1995年個人データ（プライバシー）条例；李明勳 「個人情報保護法制の国際比較—民間部門を中心として—：台湾・香港」『比較法研究』64号、2002年、68-81頁。

³ PCPD 2006-2007 Annual Report, 2007, at 13-15; 35.

⁴ PCPD 2006-2007 Annual Report, 2007; Electronic Privacy Information Center and Privacy International, Privacy & Human Rights, 2006.

(3) 台湾

①現行法

個人情報保護包括法として「1995年コンピュータ処理に係る個人情報の保護に関する法律」(Computer Processed Data Protection Law)が制定されている。

【表⑤ 「1995年コンピュータ処理に係る個人情報の保護に関する法律」の概要】¹

①適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・公的・民間両部門に適用 民間部門については、その一部にしか適用されない。 →8分野の企業(病院、学校、電気通信事業者、金融業者、証券業者、保険業者、マス・メディア、情報収集企業)のみに適用・電子的情報のみに適用→マニュアル処理情報は保護対象とならない。
②個人情報取扱原則	<ul style="list-style-type: none"> ・OECD8原則に沿った個人情報保護原則を定めている。 ・当事者の権利・不服申立権(4条、31条、32条) ・収集・利用時に留意すべき事項(6条) ・個人データの収集及び処理のための条件(18条) ・安全保護措置(17条) ・個人データの利用のための条件(23条) 等
③第三国移転条項	<ul style="list-style-type: none"> ・第三国への個人情報の移転の制限(24条)
④監督機関	<ul style="list-style-type: none"> ・主に、法務部及び中央の各々関係主務官庁

②近時の動向

近時は、1995年個人情報保護法の改正案が検討されており、2005年に修正案が提出されている。修正が検討されているのは、適用範囲、センシティブ情報、罰則等に関わる規定である。

【表⑥ 改正案の概要】²

適用範囲	すべての組織について、電子的情報及びマニュアル処理情報を対象とする
センシティブ情報	センシティブ情報の処理について厳格な規定を設ける
罰則	データ漏洩の場合の罰金の上限を US\$1,200 から US\$150,000 へ引き上げる

¹ 李明勳 「個人情報保護法制の国際比較—民間部門を中心として—：台湾・香港」
『比較法研究』 64号 (2002年) 68-81頁。

² Graham Greenleaf, 'Other regional developments: 8 Asian jurisdictions,' 2008; *Privacy Laws and Business*, Feb. 2008.

(4) フィリピン

①現行法

フィリピンでは、包括的な個人情報保護法は制定されておらず、関連する個別法に個人情報保護関連規定が設けられている。例えば、2000年電子商取引法（E-Commerce Act）では、プライバシー及びセキュリティに関する規定が定められている。

②近時の動向¹

近年のフィリピンのアウトソーシング産業の発展を背景に、個人情報保護法の制定に向けた検討が行われている。

まず、2007年行政機関データ保護法案は、行政機関が保有する個人識別情報の保護を目的とし、セキュリティ確保のための措置を構ずること等を定めるものである。また、2007年データ保護法案は、公的、民間部門双方を対象とする法案であり、情報通信技術委員会（Commission on Information and Communications Technology: CICT）が業界団体や政府関係者も含めたワーキンググループを立ち上げ、当該法案の提出に向け、検討を進めている。同法案では、法の執行と遵守監視を行う独立の機関として、国家データ保護委員会（National Data Protection Commission）の設置を定めており、国家データ保護委員会の職務としては、遵守監視、苦情処理、調査、裁定、一定の場合のデータ処理停止命令の発出等が定められている。

また、貿易産業省（Department of Trade and Industry: DTI）は、2006年に、民間部門の情報通信システムにおける個人データ保護のためのガイドラインを含む「行政命令8号」を策定し、個人データの収集、処理、開示、保存等に関する基本原則やデータ主体の権利等について定めている。

¹ Electronic Privacy Information Center and Privacy International, Privacy & Human Rights, 2006; 'Working Group Established to Revive Data Protection Bill for the Philippines,' Baker& McKenzie Global Privacy Newsletter, May 2008; Graham Greenleaf, 'Other regional developments: 8 Asian jurisdictions,' 2008.

(5) シンガポール

①現行法

シンガポールでは、包括的な個人情報保護法は制定されておらず、関連する個別法に個人情報保護関連規定が設けられている。例えば、銀行法（Banking Act）は、消費者の許諾なしに、金融情報を開示することを禁止している¹。

シンガポールにおいては、政府が公表しているモデルコードや、民間のトラストマーク制度等、自主規制の枠組みが発展している。

モデルデータ保護コードは、国家信用協議会（National Trust Council: NTC）によって定められた、民間部門の個人情報保護のためのガイドラインである。また、TrustSg という、NTC によって運営されるオンライントラストマークの枠組みも設けられている。NTC が TrustSg 主要原則を満たしている既存のトラストマーク発行機関を認定規則保有者（Authorized Code Owner: ACO）として認可し、認可を受けた ACO は、要求事項を遵守している企業に対し TrustSg マークを付与することができるという仕組みで運用されている。

②近時の動向²

シンガポールにおいては、包括的な個人情報保護法の制定も視野には入れられているが、検討が始められてから既に 13 年が経過している。近時は 2008 年の 6 月までに個人データ保護法が制定されるという情報もあったが、今後の見通しは定かではない。

¹ Electronic Privacy Information Center and Privacy International, Privacy & Human Rights, 2006.

² Electronic Privacy Information Center and Privacy International, Privacy & Human Rights, 2006; Graham Greenleaf, 'Other regional developments: 8 Asian jurisdictions,' 2008.

(6)マレーシア

①現行法

マレーシアでは、包括的な個人情報保護法は制定されておらず、関連する個別法に個人情報保護関連規定が設けられている。例えば 1989 年銀行及び金融機関法 (Banking and Financial Institutions Act) では、銀行分野における個人情報の保護に関する規定が置かれている¹。

②近時の動向

1998年から、個人情報の保護に関する幾つかの法案が提出され検討が続けられているが、規制の影響に対する業界の懸念等もあり、未だ成立には至っていない。

1998 年法案は、エネルギー・通信・マルチメディア省 (Ministry of Energy, Communications and Multimedia: MECM) を中心に検討された法案であり、EU 指令を反映し、9つの原則 (公正及び適法な収集、収集目的の明確化、目的外利用の制限、データ開示の制限、データの質の維持、データ主体のアクセス及び訂正、安全保護措置、ポリシーの公開) を定めたものであったが、複雑である、負担が大きい等、業界団体からの反対にあい、成立には至っていない。

また、2001 年法案は、セーフハーバー原則を基に微修正を加えた、7つの原則 (通知、選択、開示、安全保護措置、目的関連性、アクセス、執行) を定めるものであるが、これも成立には至っていない。

近年も個人情報保護法の必要性は認識されており、個人情報保護法の制定に向け、再度検討を始める動きもある。ダト・ドクター・アワン・アデック・フシン (Datuk Dr Awang Hussin) 財務大臣が、個人情報保護法案の起草について検討を始めたと述べているという情報もある²。

¹ Electronic Privacy Information Center and Privacy International, Privacy & Human Rights, 2006.

² Sarabdeen Jawahitha, Mohamed Ishak and Mohamed Mazahir, 'E-Data Privacy and the Personal Data Protection Bill of Malaysia,' 7 Journal of Applied Sciences 7 (5), 732-742, 2007; the Malaysian Bar, 'Years away from Data Protection Bill,' 2007, http://www.malaysianbar.org.my/bar_news/berita_badan_peguam/years_away_from_data_protection_bill.html; Graham Greenleaf, 'Other regional developments: 8 Asian jurisdictions,' 2008; Privacy Laws and Business, Feb. 2008.

(7) タイ

①現行法

タイでは包括的な個人情報保護法は制定されていないが、行政部門について「1997年公的情報に関する法律 (Official Information Act)」が制定されているほか、関連する個別法に個人情報保護関連規定が設けられている。

同法は、公的情報へのアクセスの自由について定めると共に、行政機関の保有する個人情報について、必要な限度での個人情報の処理や情報主体のアクセス権の保障といった、個人情報取扱いルールを定めている。また、監督機関として、政府情報委員会 (Official Information Council: OIC) が置かれている。

②近時の動向

民間部門を規制するための個人情報保護法の必要性が認識されるようになり、民間部門を規制対象とする個人データ保護法案が検討されている。

【表⑦ 個人データ保護法案の概要】¹

個人情報保護原則	<ul style="list-style-type: none">・ 個人情報の処理 (収集及び移転) に関するデータ主体のコントロール権を規定・ 個人情報の処理について、同意原則、目的外利用の制限、第三者提供の制限、等が定められている・ 第三国へのデータ移転について、法的手続きに必要な場合やデータ主体の利益になる場合を除き、第三国へのデータ移転には書面による同意が必要とされている
罰則	<ul style="list-style-type: none">・ 違反の場合の罰則として、禁固及び罰金が規定されている

¹ Electronic Privacy Information Center and Privacy International, *Privacy & Human Rights*, 2006; APEC, 'Towards Personal Data Protection in Thailand', in *APEC Technical Seminar on International Implementation of the APEC Privacy Framework*, 2008 (2008/SOM1/ECSG/SEM/019); Graham Greenleaf, 'Other regional developments: 8 Asian jurisdictions,' 2008; *Privacy Laws and Business*, Feb. 2008.

(8) 中国

①現行法

中国では、包括的な個人情報保護法は制定されていない。

②近時の動向

世界の多くの国において個人情報保護法制が整備される中、中国企業の国際競争や国の発展への影響等を背景に個人情報保護法制整備の必要性が高まり、個人情報保護法の制定に向けた検討が行われている。

2006年には、国務院関連部門の委託を受け、中国社会科学院法学研究所において、「中華人民共和国個人情報保護法」(専門家草案)を起草し、現在、個人情報保護法(草案)は国務院に提出されている¹。

同草案は、EUの個人情報保護規制の影響を受けた内容となっており、EUと中国の間での話し合いを経て作成されたと言われている。

【表⑧ 個人情報保護法草案の概要】²

適用範囲	・ 公的・民間両部門に適用 ※公的部門については、極めて広範な例外が設けられている
個人情報保護原則	・ 8つの一般原則を規定 → 目的、適法性、権利保護(アクセス及び訂正)、利益の均衡、情報の質(収集及び利用制限を含む)、安全保護、専門家の責任、救済
監督機関	・ プライバシー・コミッショナーに関する規定は置かれていない ・ 一般的な規制については国家委員会レベルの機関によって監督される

この他、個人情報の漏洩事件を背景に、個人情報の不法漏洩を罰する規定を盛り込んだ刑法改正案も検討されている。

¹ 『個人情報保護法(草案)』、国務院に提出」チャイナネット、http://japanese.10thnpc.org.cn/life/txt/2008-09/02/content_16375248.htm(2008年9月2日)、『個人情報保護法』は個人の権利保護、中国経済の健全な発展促進に有利」人民網日本語版、<http://j.peopledaily.com.cn/94474/94734/6519392.html>(2008年10月22日)、「刑法改正案(3)個人情報の不法漏洩も罪に」チャイナネット、http://japanese.10thnpc.org.cn/politics/txt/2008-08/26/content_16335831.htm(2008年8月26日)。

² Graham Greenleaf, 'Other regional developments: 8 Asian jurisdictions,' 2008; Privacy Laws and Business, Feb. 2008; Privacy Laws and Business, Feb. 2008.

(9) インド

①現行法

インドでは、包括的な個人情報保護法は制定されておらず、関連する個別法に個人情報保護関連規定が設けられている。例えば、2000年情報技術法（Information Technology Act 2000）には、コンピュータやコンピュータ・システムへの不正アクセス・破壊等を罰する規定や、秘密漏洩及びプライバシーの保護に関する規定等が置かれている¹。

②近時の動向²

近年は、アウトソーシングビジネスの前提として、また EU の「十分性」基準等との関係から、個人情報保護法制整備の必要性が高まり、個人情報保護法の制定に向けた検討が行われており、2006年個人データ保護法案（Personal Data Protection Bill 2006）及び情報技術法改正法案（Information Technology Act 2000 Amendment Bill 2006）が国会に提出され、審議中とされている。

2006年個人データ保護法案は、インドソフトウェア・サービス協会（National Association of Software and Service Companies）及びIT業界を中心に何年もの間検討が続けられてきたものであり、イギリスのデータ保護法、ひいては EU の基準に適合することを目指している。同法案においては、行政及び民間両部門を包括的に規制する法律であり、第三者提供制限、安全管理措置等の個人情報の取扱いルール、違反の際の罰則等が定められている。

2006年情報技術法改正案については、センシティブな個人データ及び情報について合理的な安全保護措置を講じず、それによって不正な損失等をもたらした者や、個人情報を同意なしに、又は契約に反して第三者に開示した者等を罰する規定等を導入することが検討されている。

¹ Electronic Privacy Information Center and Privacy International, Privacy & Human Rights, 2006.

² Electronic Privacy Information Center and privacy International, Privacy & Human Rights, 2006; Na.Vijayashankar, 'Privacy Rights and Data Protection in Cyber Space,' Oct. 17, 2008.

(10) マカオ

①現行法

マカオはAPPA (Asia Pacific Privacy Authorities) のオブザーバーであり、APECやASEANのメンバーではないが、経済発展のためには、個人情報保護のための制度が必要であると判断し、2006年に個人データ保護法を制定した。その概要は以下の通りである。

- ①基本原則は、ポルトガルのデータ保護法（ゆえに EU 指令）に準拠している。
- ②識別不可能化、オートマ化処理制限、右処理への異議申立の権利、データ照合制限などの規定を含む。
- ③追加的安全保護や犯罪関連データに対する制限について定める。
- ④マカオ域外へのデータ移転については、同等の保護レベルの法制度を有していることを要求する。

2007年より機能している個人データ保護室が、個人データ保護法を所管しており、次のように活動している。

- ①Sonia Hoi Fan Chan氏がコーディネータである。
- ②免責ルールや職場でのガイドラインを出している。

一部のデータ処理に関する準登録制度を採用しており、その内容は次のとおりである。

- ①最もオートマ化されたデータ又は繊細なデータの処理に関して、告知の免除が得られていない限り、8日以内に告知する。
- ②一部の繊細なデータ、クレジット情報、データ照合、又は、第2次的目的利用の場合の処理を事前に審査する。

多様な執行措置が採られており、その内容は次のとおりである。

- ①違反行為に対する民事訴訟
- ②行政裁判所への出訴及び最高裁への上訴の権利
- ③各種違反行為に対する民事・行政罰
- ④収集目的と一致しない個人データの利用及び無権限でのデータ照合に対する刑事処罰

②近時の動向

コミッショナー会議正式メンバーへの承認申請

マカオは、コミッショナー会議への正式メンバーの承認を求めていた。その結果が、2008年10月にフランス・ストラスブールで行われたコミッショナー会議で報告された。その概要

は次のとおりである。

2008年度は、2つの国家的データ保護機関及び2つの国家の下部組織であるデータ保護機関について申込があった。

- ・ 国家的機関－ブルキナファソ、クロアチア
- ・ 国家下部機関－北ライン・ウェスファリア、マカオ

このうち、マカオを除く3機関を正式メンバーとして認める。マカオについては、データ保護機関が完全な法的根拠を有しておらず、永続的かつ独立した地位を有していないため、正式メンバーとして認められない。

*なお、この正式メンバーとして認められる要件は次のとおりである。

- ①明確な法的設置根拠のあること。
- ②プライバシー領域における主要な国際的規定に合致していること。
- ③多様な経済活動をカバーする明確かつ広範囲の権限（mandate）を有すること。
- ④職務遂行のための自律性及び独立性を有すること。
- ⑤職務遂行のための適切な権限を有すること。

マカオの個人情報保護室（Office for Personal Data Protection）の根拠法（設置法）については、ホームページで次のように記載されている。

The Office for Personal Data Protection is established according to the Despacho do Chefe do Executivo n.º 83/2007 , functioning independently under the supervision of the Chief Executive of Macao SAR. It is the public authority referred in the Article 79 of the Código Civil and in the Law No. 8/2005 (Lei da Protecção de Dados Pessoais/Personal Data Protection Act), exercising the authorities stated in these laws.

It supervises and coordinates the implementation of the Personal Data Protection Law, elaborates rules on personal data protection, and implements these rules.

すなわち、根拠法が行政命令であり、かつ、その命令が2007年に出されていたことがわかる。とはいえ、日本の行政法における講学上の命令と同一であるかは不明であり、仮にそうでないとすれば根拠法としてはかなり問題があると考えられる。

このように、設置根拠法としての位置付けを有しているのかは疑問であり、また、あまりにも設立されて間もない機関であったため、コミッショナー会議の正式メンバー申請が棄却されたものと考えられる。

これらの資料は、マカオの個人情報保護室のホームページによって入手可能である。

(<http://www.gdp.gov.mo/en/>)

(11) モンゴル

①現行法

個人の秘密に関する法律（1995年）の制定により、個人の権利や自由を保護する方向性が示された。モンゴルでは、画期的なことである。その個人の秘密に関する法律（プライバシー法）では、より詳細に秘密の分野を次の5つに分類している。通信の秘密、健康情報の秘密、財産の秘密、家族の秘密、その他の法で定められた秘密である。同法に違反して個人情報などを漏洩などした場合、民事裁判を提起され、また、刑事罰が科されることが明記された。

また、保険法や税法等およそ20の法律が、プライバシー法との整合性を有するよう改正された。さらに現在では、プライバシー法の刑事処罰に関する規定は、刑法及び刑事訴訟法に吸収されている。

②その他

英語での情報が少ない。ホームページが英語で整備されているとはいえない。そのため、現段階での情報収集は、Privacy International という NGO 団体の資料のみに依拠せざるを得なかった。

個人の秘密に関する法律（Law on Personal Secrecy）とは、名称のとおり、必ずしも個人情報の保護に関する法ではなく、どちらかという「秘密」を保護する法律のようである。

v オセアニア

1. 概要

オセアニア地域においては、オーストラリア、ニュージーランドとも、包括的な個人情報保護法制を有している。

【表① オセアニアの個人情報保護法制の概要】

国	包括法（公的/民間部門）	公的部門包括法	民間部門包括法
オーストラリア	1988年プライバシー法	(1988年プライバシー法)	(1988年プライバシー法)
ニュージーランド	1993年プライバシー法	(1993年プライバシー法)	(1993年プライバシー法)

2. 各国の法制度

(1) オーストラリア

①現行法

オーストラリアでは、1988年に、連邦政府機関を対象とする「1988年プライバシー法」が制定されたが、その後、1990年プライバシー法で民間部門の一部に適用範囲が拡大され、2000年プライバシー法では、民間部門ほぼ全般に適用範囲が拡大されている。

もともと、事業収入が年間300万豪ドル以下の小規模事業者が適用除外とされ、雇用者が保有する現在又は過去の被傭者に関する情報や一般に利用可能な情報についても適用除外とされるなど、適用除外も多い。

同法は、行政部門について、11の「情報プライバシー原則」(Information Privacy Principles: IPP)、民間部門について、10の「ナショナル・プライバシー原則」(National Privacy Principles: NPP)を定めている。

オーストラリアのプライバシー法の執行については、独立の監督機関として情報コミッショナーが設けられている(第19条)。プライバシー・コミッショナーは、連邦総督(Governor-General)が適切な能力、知識、経験を有すると認めて任命する連邦の機関であり、再任を可とし、任期は最長7年である(第20条)。

主な職務権限としては、プライバシー法の執行に関する助言、個人のプライバシーを保護するための調査、プライバシー法の遵守監視、苦情処理・調査、プライバシー規約の認可・廃止、等が挙げられる。

②近時の動向

オーストラリア法改革委員会(Australian Law Reform Commission: ALRC)は近時現行法によるプライバシー保護の有効性について調査を行い、2008年8月11日に報告書を公表している。

同報告書には、295の勧告が含まれており、主要なものとしては、①IPP及びNPPを廃止し、現行政府機関及び民間部門の双方を対象とする11の統一プライバシー原則(Unified Privacy Principle: UPP)の確立、②データ侵害告知(data breach notification)義務の確立、③小規模事業者の保有する情報や従業員情報等に関する適用除外の廃止、④プライバシー・コミッショナー・オフィスを「オーストラリア・プライバシー委員会」に改名すること及び副コミッショナーを設置すること、等が挙げられている。

同報告書の公表に対し連邦政府は、順次ALRCの勧告を検討することとしている。

(2) ニュージーランド

①現行法

ニュージーランドでは、個人情報保護包括法として、「1993年プライバシー法」が制定されている。

同法は、OECD 8原則に基づいた情報プライバシー原則として、①合法目的による収集、②直接収集、③収集事実、利用目的等の通知、④合法手段による収集、⑤安全管理措置、⑥情報主体のアクセス、⑦情報の訂正、⑧正確性、⑨保有期間制限、⑩利用制限、⑪開示制限、⑫個人識別制限に関する原則の12の原則を定めている。

ニュージーランドのプライバシー法の執行については、独立の監督機関として、プライバシーコミッショナーが設けられている（第12条）。

主な職務権限としては、個人のプライバシーに関連する問題についての宣言、苦情の処理・調査、教育のためのセミナー・ワークショップの開催、技術がプライバシーに及ぼす影響についての監視、特定の業界や分野に関する行動規範の開発、新たな立法の検討、政府機関におけるデータマッチングの監視、等が挙げられる。

②近時の動向

プライバシーコミッショナーの2008年の年次報告書によれば、EUの「十分性」の基準適合性を確保するために、プライバシーコミッショナーと司法省との協議のもと、改正に向けた検討が進められているようである。